九　勧告規定2.7.3中「旅客によって提示された身分証明書の種類」を「旅客によって提示された身分証明書又は旅行証明書の種類」に改め、「身分証明書の一連番号」を「身分証明書又は旅行証明書の一連番号」に改める。

十　標準規定2.8.1中「船舶内の積付け位置」の次に「追加の情報」を加える。

十一　標準規定3.3.6中「入国が認められなかった者の移送」を「入国が認められなかった者の滞在及び移送」に改める。

十二　標準規定3.10を次のように改める。

3.10　標準規定

旅券、国際労働機関の関連条約に基づいて発給される身分証明書又は有効な、かつ、正当に認定された船員身分証明書は、船舶の到着又は出発の際に個々の乗組員に関する情報を公的機関に提供する基本的な書類とする。

十三　標準規定3.14中「船舶内の者」を「船舶内にいる者」に改める。

十四　標準規定3.15を次のように改める。

3.15　勧告規定

公的機関は、旅客が所持する審査の対象となる書類が不適当であると認める場合又はこの理由により旅客の入国を認めない場合であっても、船舶所有者に対して不合理又は不均衡な罰金を科すべきでない。

十五　標準規定3.21を次のように改める。

3.21　勧告規定

周遊船の一般申告書、旅客名簿及び乗組員名簿については、航海の状況に変更がないことを条件として、一の国の最初の到着港及び最後の出発港においてのみ要求すべきである。

十六　勧告規定3.35を次のように改める。

3.35　削除

十七　付録1中「国際海事機関一般申告書」、「国際海事機関貨物申告書」、「国際海事機関船用品申告書」、「国際海事機関乗組員携帯品申告書」、「国際海事機関乗組員名簿」、「国際海事機関旅客名簿」及び「国際海事機関危険物積荷目録」を次のように改める。

国際海事機関一般申告書

（国際海事機関ＦＡＬ様式１）

1.1 船舶の名称及び種類			到着 □ 出発 □ 1.2 国際海事機関船舶識別番号
1.3 信号符字			1.4 航海番号
2. 到着港又は出発港			3. 到着又は出発の日時
4. 船舶の旗国		5. 船長の氏名	6. 直前の寄港地又は次の寄港地
7. 登録証書（港、日付及び番号）			8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び連絡先
9. 総トン数		10. 純トン数	
11. 港における船舶の位置（着岸位置又は停泊地）			
12. 航海に関する簡潔な細目（以前及び以降の寄港地。積載されたままの貨物が積み卸される予定の港に下線を付するものとする。）			
13. 貨物に関する簡潔な記述			
14. 乗組員の数	15. 旅客の数		16. 備考
添付書類（個数を示す。）			
17. 貨物申告書		18. 船用品申告書	
19. 乗組員名簿		20. 旅客名簿	21. 廃棄物及び残余物受入施設に関する船舶の要求
22. 乗組員携帯品申告書（到着時のみ記入する。）		23. 検疫明告書（到着時のみ記入する。）	
24. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名			
当局記入欄			